

慶應義塾研究倫理委員会規程

平成 15 年 8 月 22 日制定

平成 19 年 6 月 26 日改正

平成 22 年 3 月 24 日改正

平成 23 年 2 月 8 日改正

平成 26 年 10 月 21 日改正

平成 28 年 4 月 22 日改正

(設置)

第 1 条 慶應義塾に、慶應義塾研究倫理委員会(英文名称:Research Ethics Committee, 以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、慶應義塾の推進する研究および知的財産権に係わる活動に関して、慶應義塾の方針に基づき、研究倫理の徹底を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するために、義塾内における他の研究倫理規程との整合性を保ちつつ、慶應義塾の推進する研究および知的財産権に係わる、研究倫理、利益相反、責務相反、兼業、秘密保持等に関する指針と規程の整備・管理および規程に基づく研究倫理の判定を行う。

(判定手続き)

第 4 条 判定の手続きについては別に定める。

(組織)

第 5 条 ① 委員会は、次の者をもって構成する。

1 委員長

2 幹事 若干名

3 委員

ア 大学各学部から推薦された者 各 1 名

イ 大学院各研究科から推薦された者 各 1 名

ウ 一貫教育校の代表 1 名

エ その他研究機関の代表 1 名

オ 職員の代表 1 名

カ 委員長が必要と認めた者

② 委員会は、その活動状況を大学研究連携推進本部運営委員会に報告することを要する。報告の方法等については別に定める。

③ 委員会は、その活動結果を常任理事会に報告し、評価されることを要する。評価の方法等については別に定める。

- ④ 委員長および委員は、塾長が任命する。ただし、委員のうち、第1項第3号カに基づく、委員長が必要と認めた者については、委員長の推薦に基づき、塾長が任命する。
- ⑤ 幹事は、委員の中から委員長の推薦に基づき、塾長が任命する。
- ⑥ 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、役職で選任された者はその在任期間とする。任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- ⑦ 委員会の事務は学術研究支援部が行う。
- ⑧ 委員長は、必要に応じ、調査・助言等を求めるため、専門家を委嘱することができる。

(各種委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて小委員会、専門委員会、審査委員会などを置き、業務の円滑化を図るとともに、業務の一部を付託することができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、塾長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- ② この規程は、施行後3年を目途に見直すものとする。

附 則 (平成19年6月26日)

この規程は、平成19年6月26日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年2月8日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月21日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月22日)

この規程は、平成28年4月22日から施行する。